

2002. 4. 4

学生協ニュース

No.35

東北大学学生生活協議会広報委員会

「学生自治会」による自治会費の徴収について

育研究災害傷害保険料、及び学生が所属する学部が定めた同窓会費・学生会員会費等を納入していただくことになっています。これらは学園生活を有意義なものにするための経費であり、大学が責任をもって管理しています。

一方、「東北大学学生自治会」という団体が徴収する経費について、大学は、昨年4月9日に下記の学生協ニュースNo.26を発行するなどして、特に新入生諸君に注意を喚起してきましたが、昨年度も一昨年と同様に、「学生自治会」による自治会費の徴収に関する苦情が大学に寄せられました。

学生諸君は、自治会費を大学に納めるべき経費と誤解してトラブルにならないよう、十分注意して下さい。

2001.4.9

学生協ニュース No.26

東北大学学生生活協議会広報委員会

学生自治会が徴収する経費について苦情が寄せられています。